

議案第62号

権利の放棄（鳥取県林業・木材産業改善資金貸付金償還金及び違約金）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 権利放棄の内容

平成2年7月25日及び平成4年10月26日に貸し付けた鳥取県林業・木材産業改善資金貸付金に係る未償還額及び違約金の請求権について権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

貸付金14,000,000円のうち6,350,000円の未償還額及びこれに対する違約金

3 相手方

甲（債務者） 倉吉市 個人

乙（連帯保証人） 東伯郡北栄町 個人

丙（連帯保証人） 西伯郡大山町 個人

丁（連帯保証人） 倉吉市 個人

4 理由

債務者及び連帯保証人は全員死亡しており、連帯保証人丁以外の相続人は、全員が相続放棄している。また、連帯保証人丁の相続人は、全員が時効の援用により債務が消滅しており、債権額を賄うに足る財産も見当たらず当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。